

(公社)東京都ペストコントロール協会の感染症並びに 新型コロナウイルス消毒業務への取り組み —第49回建築物環境衛生管理全国大会報告(一部改変)—

(公社)東京都ペストコントロール協会 副会長 元木 貢

はじめに

1999年(平成11年)に感染症法が施行され、管理者は感染症の予防や感染症を媒介するねずみ族、昆虫等の防除および消毒を行うこととなった。まん延防止が困難な場合は市町村、または都道府県の職員が対応しなければならない。殺虫剤や資機材の備蓄義務がなくなり、市町村のねずみ昆虫専門職員、薬剤の備蓄・配布が急速に減少していった。

これに伴って東京都防疫所も廃止され、感染症を媒介するねずみ族、昆虫等の防除および消毒業務は特別区に移管された。この問題点として、市町村では駆除や消毒の専門家が十分でないこと、実働部隊も少なく対応が難しいことが挙げられた。

そこで当協会では感染症予防衛生隊を組織し、行政に協力することとした。それらの内容や2年以上にわたって継続的に実施している新型コロナウイルス感染症関連の消毒業務への対応状況について紹介したい。

1. 感染症予防衛生隊設置の経緯

1998年9月、感染症対策特別委員会を設置し検討を行った結果、協会内に感染症予防衛生隊を組織することとし、1999年4月、全国に先駆けて規定および細則、感染症マニュアルを作成して説明会および講習会を開催し登録を

開始した。病院の院内感染防止や医薬品・食品工場の滅菌消毒技術をもとに、作業者と取引先への感染を防止するため、消毒業務には防護服の着用を義務とした。

その後、感染症予防衛生隊を日本ペストコントロール協会傘下の道府県協会にも広げることになり、2001年に指導者の育成を開始し、年1回現在でも継続しており受講者は1,699名にのぼった。現在までに37協会が衛生隊の設置を完了している。また6地区本部で協定を締結し、未設置協会への支援、広域にわたる感染症の発生に備えている。

当協会における出動の主なものは、1999年から特別区における消毒作業、2011年に東日本大震災時のハエ駆除作業、2013年に大島土砂災害、2014年に代々木公園 Deng 熱で蚊の駆除作業、エボラ出血熱疑似患者移送車消毒、2016年に新潟県鳥インフルエンザ消毒作業支援、2019年に19号台風による浸水家屋の消毒作業、2020～2022年の新型コロナ消毒作業などであった。他の道府県協会では、各地で発生した高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱(CSF)の車両消毒に出動してきた。

2. (公社)東京都ペストコントロール協会の活動

国立感染症研究所名誉所員の安居院宣昭先

(公社)東京都ペストコントロール協会の感染症並びに新型コロナウイルス消毒業務への取り組み

生を顧問に迎え、感染症委員会(9名)、技術委員会(8名)により消毒技術の研究、学会発表、感染症マニュアル・実施計画の改訂、講習会の企画・運営を行っている。これまでに東京都、特別区・市、東京消防庁と感染症に関する以下の協定を締結し出動に備えている。

①感染症契約(特別区・市)

1999年よりパラチフス、赤痢、ノロウイルス(SRSV)、腸管出血性大腸菌感染症(O157)、コレラ、アメーバ赤痢、重症急性呼吸器症候群(SARS)、インフルエンザ等に対応

②一類感染症等患者移送車両等の消毒業務に関する協定(東京都健康局)

③救急車等の消毒業務に係る協定書(東京消防庁)

赤痢、腸チフス、角化型疥癬等に対応

④災害時等における防疫活動に関する協定(特別区)

⑤蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に関する協定(東京都)

⑥都内16カ所の蚊のサーベイランスについて協定(東京都)

⑦都内公園9カ所のデング熱媒介蚊サーベイランス協定(東京都)

⑧特定家畜伝染病緊急支援業務に関する協定(東京都)

⑨新型コロナウイルス感染症と疑われる者の搬送に係る消毒業務に関する協定(東

京都・東京消防庁)

3. 感染症予防衛生隊とは

東京協会会員135社のうち、人的資格(責任者は、防除作業監督者、ペストコントロール技術者またはペストコントロール技能師のいずれかの資格を有すること、指定された講習会を受講すること)および物的資格(指定された機材・薬剤)を有し登録を行った会員からなり、毎年資・器材の保有状況、社内研修状況の報告が義務付けられている。

2022年度は29社が登録した。登録期間は3年間である。

4. 消毒作業の連絡体制

行政窓口から平日昼間は事務局に、夜間・休日は感染症委員長に出動要請があると、メールおよびLINE WORKSにより該当ブロックに連絡、出動要請を行う(図1参照)。新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)関連の消毒要請回数の増加に伴い、2021年8月からは待機制度を敷

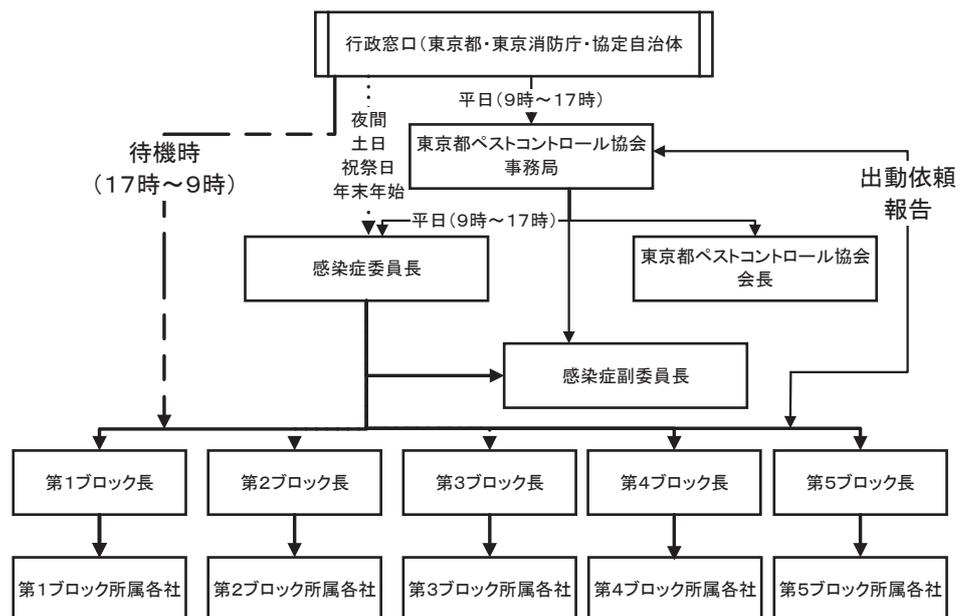


図1 消毒作業の連絡フロー図

き、行政から直接待機班へ連絡していただくこととした。

5. 新型コロナウイルス感染症への対応

救急車消毒における実施個所は傷病者室、機器・備品類、ストレッチャー、間仕切りビニールシート、運転席などでアルコール清拭及び次亜塩素酸ナトリウム散布を行った。

2020年度は救急車499件、軽症者収容ホテル196件、延べ2,300人が出動、2021年度は救急車3,251件、軽症者収容ホテル14,537室、延べ8,655人が出動した。そのほか、武漢からの帰国者、クルーズ船乗員・乗組員の待機施設の

消毒を行った。

おわりに

1999年の伝染病予防法の廃止を契機に、感染症予防衛生隊を結成、マニュアルの策定、毎年責任者の研修の受講、社内研修の実施、機材・薬剤の備蓄の義務付け、東京都・特別区・消防庁との協定締結を行ってきたことにより、COVID-19に一人も感染することなく円滑に対応できた。

今後はさらなるLINE WORKSなどの通信手段の活用、待機、事務局体制の整備、作業者の健康管理の徹底等が望まれる。

